

【会津若松市地域自立支援協議会】

会津若松市では、障がい者（児）が地域で自分らしい生活を営むための支援体制を構築することを目的として、平成19年1月31日に「会津若松市障がい者地域自立支援協議会」を設置し、関係団体・機関との意見交換や仕組みづくりに向けた調整や協議等を行ってきました。

平成23年度に、新たな「会津若松市障がい者計画」を策定したこと、障害者自立支援法の改正により協議会が法律上、明確に位置づけられたことから、協議会を再編し、これまでの会議形式から、市が法律に基づき設置する組織として「会津若松市地域自立支援協議会」を平成24年5月29日に設立しました。

1 協議会での事業内容

下記項目を事業内容とし、障がい者福祉の増進に係る全般的な検討を行います。

- ①会津若松市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標達成のために必要な事項に関すること。
- ②相談支援及び障害児相談支援に係る事業の中立・公平性の確保に関すること。
- ③サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の質の向上に関すること。
- ④地域移行及び地域定着支援の効果的な実施のための関係機関等との連携強化に関すること。
- ⑤施設入所者及び精神科病院入院者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発に関すること。
- ⑥障がい者等に対する虐待を防止するための関係機関等との連携強化に関すること。
- ⑦上記のほか、障がい者等の地域生活支援体制の構築に関すること。

2 構成

地域自立支援協議会（総会）は、市長が委嘱する医療、経済、教育、福祉など各分野の関係者35名以内の委員により構成されています。地域自立支援協議会には、「総会」のほか、「運営会議」、「専門部会」、「事務局」、「特命テーマ検討チーム（随時設置）」を設置しています。

3 運営会議

地域自立支援協議会の運営や必要な調整、総会に提案する議案などを整理する場として総会の下に運営会議を置き、「専門部会」の構成員の変更や追加、「特命テーマ検討チーム」の改廃を含めた協議会の運営に関する事項について、協議します。

4 専門部会

協議会の場のみでは、重点項目の検討を深めることは困難なことから、細部を検討する場として専門的な会議（＝部会）を設置しています。部会は、それぞれの「仕組みづくり」、「地域課題の検討」、「障がい者計画」の進行管理を担います。

具体的には、「障がい者計画」の内容を踏まえ、次の6つの専門部会を設置しています。

- ①権利・啓発部会、②地域生活部会、③活動支援部会、④就労部会、⑤療育部会、⑥相談部会

5 特命テーマ検討チーム

特に重要と認められる個別課題に関して集中的な検討を行うため、期間を定めて「特命テーマ検討チーム」を設置します。